

# 近年の中国商標制度を取り巻く環境変化のハイライト ～制度・運用改訂・法改正～



日中間の往来がコロナ禍前に比べて減少し、日本の知財関係者が中国の商標制度について最近の情報をアップデートしにくい状況にあった。特に直接的な交流の機会が減ると、自身が扱う案件以外での実務に係る対話の機会が限られ、実務的な傾向や法改正などの背景情報に触れにくくなる。本稿では、直近3年の中国商標実務で重要と思われる事項について、簡潔に紹介したい。

Sun East知財事務所 所長・弁理士 森 智香子

隆安法律事務所 シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士 権 鮮枝

## 登録件数の大幅な減少

表1は2022年、2023年の中国商標に関する主要統計をまとめたものである。2023年の件数は2023年11月15日までの情報に基づいているので両者を単純比較することはできないが、登録件数が大幅に減少している。「中国で商標登録が認められにくくなっている」という現場の感覚と統計の数字が合致していることがわかる。もう少し長期間にわたって分析すべきだが、出願控えがあるのか、出願件数は前年を大きく下回り、それに伴い異議申立ての件数も減少している。

表1 中国商標の主要統計 (2022年、2023年)

年	種別	出願	登録	拒絶不服 審判	異議 申立て
2022		7,515,961	6,177,170	331,591	145,821
2023*		653.4万	3,947,837	280,955	102,779
年	種別	無効審判	審決取消 訴訟	侵害訴訟	
2022		71,308	18,738	117,445	
2023*		64,140	-	-	

\*2023年11月15日分まで。なお、本稿執筆時では出願件数は概数しか公表されていない。

出所：国家知的財産権局の発表データ、同局による「2022年中国知的財産権保護白書」「知的財産権統計簡報」に基づいて作成

## 同意書（コンセント）による登録率低下

登録率の低下にはさまざまな理由があるが、前記のとおり「中国で商標登録が認められにくくなっている」といわれている。その原因の一つとして、同意書（コンセント）が認められにくくなったということが考えられる。

2022年ごろまで、先行商標を理由とする拒絶の判断が下された場合の有効な対応手段の一つに、先行商標権者から商

標の併存登録に係る同意書を得ることがあった。

現在、商標登録の審査が厳格化しており、国家知的財産権局のみならず、北京知財裁判所、北京高裁も先行商標権者の同意に基づく併存登録を認めない傾向にある。同意書を得ていても、公衆が出所を混同・誤認する可能性は否定できず、社会秩序の観点から、より慎重に審査を行うべきだという背景がある。

中国は登録されている商標が非常に多いこともあり、先行商標を理由に拒絶の判断が示されるケースは少なくない。同意書による権利化という方策が取りにくくなった点は、実務的に注目すべき点である。

## 「商標登録用の商品および役務区分の正確な理解のためのガイドライン」の公表

2023年12月28日、国家知的財産権局が「商標登録用の商品および役務区分の正確な理解のためのガイドライン」を公表した。

主な内容として、①中国商標登録に関する商品および役務の分類の仕方、②商品および役務の記載の仕方、③同一または類似の商品・役務に関する判断、④各手続き段階における留意事項などを含んでいる。なお、「類似商品および役務区分表」（日本でいう「類似商品・役務審査基準」）は年1回改訂される。同表に含まれないもので記載が認められる商品・役務名も、国家知的財産権局が定期的に公表している。

中国における商品・役務の類否判断には、日本の場合と同様、類似群が用いられており、区分を超えた審査（クロスサーチ）も行われる。実務においては、類似群と共に、上記区分表にある注記部分を注意して見る必要がある（上記ガイドラインではその一部を記載している）。例えば類似群「0907」の付された「通信ナビゲーション装置」の注記には、当該類

似群における商品「電話機」が、類似群「0903」の「写真電送装置」「ファクシミリ」と類似の商品であり、また当該類似群は第9版以前の類似群「2601」が付された「携帯電話機用ストラップ」も審査する対象になることが記載されている。

前記ガイドラインの重要な点として、①商標登録の審査および拒絶査定不服審判の審理において、原則は「類似商品および役務区分表」を判断の根拠とし、②異議申立て、不登録不服審判（異議決定がなされた後の不服審判）、無効審判事件の審査・審理において商品・役務の類否判断をする場合、同表を参照し、③「商標審査審理指南」（中国の商標審査基準）の関連の原則とも照らし合わせて、個別事件の判断を行うことができ、その審査・審理においてはさらに実際の状況に応じて、④「類似商品および役務区分表」に含まれないものの一定の類似関係があるような商品・役務の類否を判断する際に、混同の可能性があるか否かの判断を根拠とすることができる旨、記載されている。

## 審査・審判事件の中止事由に関する基準の公表

2023年6月13日、国家知的財産権局商標局は「審判事件

の中止事由に関する基準の解説」を公表した。

登録阻害要因になる先行商標に対する3年不使用取消請求（中国において商標権者が登録商標を3年以上継続して指定商品・役務について使用していない場合、登録取り消しの請求対象となり得る制度を利用した請求）を行っているにもかかわらず、拒絶査定不服審判の審理のみが先行し、先に拒絶の判断が出てしまうケースもこれまで珍しくなかった。

前記解説により審理を中止すべき7つの事由、中止することができる3つの事由が示された（表2）。

「引例商標の権利状況が、裁判所が審理中または行政機関が処理中の別の事件の結果に左右され、かつ、申立人が審理中止を明確に請求した場合」が「中止すべき」場合に含まれている点は、注目される。自社の出願商標と同一・類似の先行登録商標の取り消しを目的として、3年不使用取消請求を行った場合は、明確にその旨を主張して、拒絶査定不服審判の審理中止を求めることが重要となる。

## 不使用取消請求の使用証拠の厳格化

2022年1月1日から国家知的財産権局の制定した新たな「商標審査審理指南」が施行されている。最低限押さえてお

表2 中国における商標審査・審判の中止事由

		中止事由
中止すべき	1	係争商標または引例商標が権利者の名称変更、譲渡手続き中で、かつ、変更、譲渡後に双方の商標に抵触がない場合
	2	引例商標が更新手続き中または更新の猶予期間内である場合
	3	引例商標が取消手続きまたは出願取下手続き中の場合
	4	引例商標が取り消されもしくは無効とされた場合であって、取り消し、無効宣告の日から1年未満の場合。あるいは、引例商標が更新期間満了日までに更新されていない場合であって、抹消の日から1年未満の場合
	5	引例商標に係る事件が既に結審し、発効を待っているか、または発効した判決が執行され、再裁定を待っている場合
	6	引例商標の権利状況が、裁判所が審理中または行政機関が処理中の別の事件の結果に左右される場合
	7	引例商標の権利状況が、裁判所が審理中または行政機関が処理中の別の事件の結果に左右され、かつ、申立人が審理中止を明確に請求した場合
中止できる	8	拒絶査定不服審判事件に係る引例商標に既に無効審判の請求がなされ、かつ、引例商標権者が他の事件において商標法4条、19条4項、44条1項に定められた悪意による登録に該当すると認定された場合
	9	事件の内容が同一または関連する事件の先行裁定または判決を待つ必要がある場合で、個々の事件に応じる必要がある場合
	10	審査官の裁量によるその他の事由

きたい旧審査基準からの実務的な変更点は、不使用取消請求の使用証拠の厳格化である。

3年不使用取消請求の使用証拠は請求対象のうちの1商品（もしくは1役務）ではなく、類似群コードごとの提出が必要となる。また、提出された証拠についてもより厳格に審査する方向に変わっている。

権利維持もしくは取り消しの判断は、類似群ごとに行われる。先行商標を理由とする拒絶への対応策として、先行商標権者の使用状況にもよるが、3年不使用取消請求は頻繁に取られる措置の一つであり、この変更点は重要である。

## 「商標行政法執行証拠基準規定（意見募集案）」のパブリックコメントの募集

2023年12月31日を期限として「商標行政法執行証拠基準規定（意見募集案）」（以下、証拠基準の意見募集案）に対するパブリックコメントの募集が行われた。商標行政法執行の専門的指導を強化することにより、法執行基準を統一して商標権侵害の事実を正確に確定し、証拠の収集、審査および認定を標準化するため、国家知的財産権局が関係部門などからのパブリックコメントを求めたものである。

証拠基準の意見募集案には、「証拠の種類と要件」「証拠収集の手続きと要件」「証拠の審査と認定」などを含む。

中国の領域外で形成された証拠（以下、域外証拠）の要件に関する規定は、訴訟事件一般の要件と同様である。域外証拠には、中国の領域外で形成された公文書、外国権利者の主体適格、身分証明などの身分関係の証拠書類が含まれる。域外証拠については、その出所を明らかにし、当該国の公証機関による公証を経るか、あるいは中国と当該国が締結した関連条約に規定された証明手続きを履行しなければならない。

域外証拠に係る外国書類または外国語の録音やビデオ（動画）の資料は、翻訳資格を有する機関またはその他の機関により正確に翻訳された中国語翻訳文を提出しなければならないが、中国語翻訳文には翻訳機関の押印または翻訳者の署名が必要とされる。

証拠基準の意見募集案は、施行された場合、商標法の執行を担当する部門が職権に基づいて証拠を収集する際の指導要綱として位置づけられるものであるが、ユーザーにとっても証拠提出の準備に際し、有用な情報となり得る。

例えば証拠基準の意見募集案の26条【録画などの方式を採用し記録された内容】は、インターネットでオンラインでの証拠を採取する場合、調書を作成するとともに、録画、写真撮影、スクリーンショットなどの方式で、以下に掲げる情報を記録しなければならないと規定している。

- ①リモートコンピュータの情報システムのアクセス方法
- ②採取日時
- ③採取に使用したツールと方法
- ④電子データのネットワークアドレス、電子データの保存場所あるいはデータ採取時の入力手順など
- ⑤完全性の検査値の採取プロセスと結果

## 「非伝統的な商標が有すべき顕著な特徴に関するガイドライン」の公表

2023年12月28日、国家知的財産権局が「非伝統的な商標が有すべき顕著な特徴に関するガイドライン」（以下、非伝統的商標のガイドライン）を公表した。

中国において、立体商標、色彩の組み合わせの商標、音声商標といった非伝統的な商標の保護が認められているところ、非伝統的商標のガイドラインでは、顕著な特徴に関する判断、よくある顕著な特徴の欠如例などを紹介している。

よくある顕著な特徴の欠如例を、立体商標については表3-1、色彩の組み合わせからなる商標および音声商標については表3-2に示す。なお、顕著な特徴を欠く場合であっても、長期間にわたりまたは幅広い使用を経た結果、商品・役務の出所を識別する役割を果たせる場合には、商標としての顕著な特徴を取得できる旨、記載されている。

非伝統的商標のガイドラインは、中国の非伝統的な商標の保護に関する実務を理解するにあたって役立つ。

出願人は商標出願または拒絶理由通知書に対する応答の過程において、商標の使用状況、特定の商品・役務との関係性など、十分な証拠を提出する必要がある。

## 平均審査・審理期間の短縮化と一部の手続きにおける早期審査の導入

2024年1月4日に公表された「2024年全国知的財産権局局長会議年次報告」によると、商標出願の平均審査期間は4カ月、異議申立ての平均審理期間は10カ月となっている。

公表のなかで、商標局の期間の短縮についての取り組みの成果を紹介している。実際感覚としても、出願の審査、異議の審理共に期間は短縮化傾向にある。

商標局における審査・審理の短縮化・効率化は重点事項のようで、2023年3月31日に「商標の登録情報の変更、譲渡、更新など手続業務の早期審査の申請」を公表している。商標出願の審査は対象ではないが、一部の登録関係手続き、例え

ば更新・譲渡・ライセンス契約の届け出、権利の抹消などに早期審査制度が設けられた。早期審査の請求に際して、追加の印紙代は発生しないものの、次の①～⑨のいずれか一つを具備することが要件となっている。デパートやECサイトへの出店なども早期審査の要件の例として挙げられているのは注目である。

表3-1 立体商標のよくある顕著な特徴の欠如の例







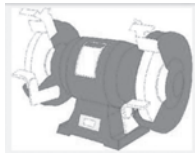
<p><b>1.商品自体の立体的形状のみを商標として出願</b> 右記のものを立体商標として、商品「時計」を指定して出願する場合</p>	
<p><b>2.商品の外観の形状の一部を商標として出願</b> 右記のものを立体商標として、商品「靴」を指定して出願する場合。靴の表面を囲む縫い目部分は明るい黄色であり、表現形式にある程度の特徴を有するが、靴の縫い目部分は靴の必要な構成部分であるものの、靴全体に占める割合が小さく、関連公衆は通常、当該部分を商品または役務の出所を識別するための商標と理解しない。</p>	
<p><b>3.商品の包装または容器の立体的形状のみを商標として出願</b> 右記のものを立体商標として、商品「調味料品」を指定して出願する場合</p>	
<p><b>4.簡易的もしくは一般的な立体的形状または装飾的な役割を果たす立体的形状からなる標識を商標として出願</b> 右記のもの。</p>	
<p><b>5.サービス業において、関連サービスの提供のために使用する汎用的または日常に用いられる商品の立体的形状を商標として出願</b> 右記のものを立体商標として、「遊園地」に関する役務を指定して出願する場合</p>	
<p><b>6.顕著な特徴を欠いた立体的形状と顕著な特徴を有する他の平面要素とを組み合わせた標識について、平面要素が占める割合が小さすぎるものや識別しにくい位置にあるものを商標として出願する場合</b> 右記のものを立体商標として、商品「万年筆」を指定して出願する場合。立体的形状には、文字と星状および、キャップとペン本体の間に環状の図形があるが、これらの文字および図形が占める割合は小さい。</p>	

表3-2 色彩の組み合わせからなる商標および音声商標のよくある顕著な特徴の欠如の例

商標の種類	よくある顕著な特徴の欠如の該当例
色彩の組み合わせからなる商標	<p>指定する商品の天然の色、商品自体の一般的な色の組み合わせ、商品包装の一般的な形式または指定役務場所を示す一般的な色彩の組み合わせのみを商標として出願</p> <p>右記のものを色彩の組み合わせからなる商標として、商品「電気グラインダ」を指定し、このような色彩の組み合わせが、グラインダの一般的な色彩の組み合わせである場合</p> 
音声商標	<p>1. 指定商品・役務の内容、対象の商品の品質、機能、用途およびその他の特徴を直接表示する音声のみを商標として出願 「ピアノ演奏音」を商品「楽器」を指定して出願する場合や「子どもの笑い声」を商品「乳児用粉ミルク」を指定して出願する場合</p> <p>2. 商品の使用または役務の提供過程に伴って生じた音声を商標として出願 ボトルを開けるときに伴う音である「カチッ」や「ポン」などの音を、商品「ビール」や「ワイン」などを指定して出願する場合</p> <p>3. 業界共通または慣用の音楽を商標として出願する場合 「ウェディングマーチ」のメロディーを役務「ウェディングの企画もしくは手配の提供」を指定して出願する場合</p> <p>4. 簡単すぎるもしくは複雑化しすぎた音を商標として出願 「エリーゼのために」のメロディー全体を「幼稚園」に関する役務を指定して出願する場合</p> <p>5. 通常のイントネーションや簡単なメロディーで、歌い、読み、発話し、または他の方法で呼んだ短い句などを商標として出願 シンプルなメロディーで「金運に恵まれますように」と歌唱、通常のイントネーションで「いらっしゃいませ」と発声。</p>

更新・譲渡・ライセンス契約の届け出、権利の抹消などの  
早期審査対象要件一覧

- ① 上場申請
- ② 商標権の担保融資
- ③ 税関への商標権保護の届け出
- ④ 商標権侵害事件の調査・取り締まり
- ⑤ 行政手続きにおける商標の権利確定に関する事件の審理
- ⑥ 司法手続きにおける訴訟事件
- ⑦ 行政承認、行政届け出などの手続き
- ⑧ 重大な商業活動、例えばデパート、スーパーマーケットまたはECサイトへの出店、プロジェクトへの入札
- ⑨ その他早期審査が必要とされる合理的な事由

不正目的による登録商標は譲渡または実際の使用によってもその性質が変わらないと判示した重要判決

2023年の北京高裁の商標に関する重要判決についても一つ紹介したい。2023年10月30日の判決〈(2023)京行終7385号行政判決書〉では、不正目的による商標登録について、登録後に、第三者に譲渡されたり実際の使用を開始したりした場合も、その不正目的によって登録されたという性質は変わらず、権利は無効であると判断した。

上記の事案では、権利移転登録前の権利者が、3年ほどの間に50件以上商標登録を行っており、そのなかに既存の有名な映画の題名、俳優の氏名、芸能団体名や他人の著名商標と同一・類似のものが含まれていた。裁判所は多数の商標の

指定商品・役務が登録を受けた者の経営目的と関連しておらず、商標の使用意図や生産・経営活動のニーズから明らかに逸脱していると、商標登録について正当性を欠いているとしたうえで、たとえ登録後に第三者に権利を譲渡し、その後第三者が使用を開始したとしても登録を維持するための理由が欠如していると判示した。いわゆる悪意 (bad-faith) の商標の登録について、その後に譲渡などをしても、不正目的で取得したことに変わりはなく、無効であると判断した事案である。

## 国家知的財産権局による中国商標法改正草案の公表

おそらく中国商標で2023年もっとも話題になった事項であるが、2023年1月13日、国家知的財産権局は「中国商標法改正草案 (意見募集稿)」について同年2月27日を締切日とする意見の募集を行った。意見募集の後、本稿執筆時点 (2024年1月12日) までに目立った進捗の発表はないが、検討は進められている。

意見募集稿 (法改正案) の主なポイントを以下に示す。

### 1) 不正目的による商標登録を規制するための取り組み

不正目的による商標登録に対する強制移転制度 (45～47条)、5万～25万人民币元とする罰金額の引き上げ (67条)、民事賠償責任の明確化、不正の目的をもって商標出願し、国益、社会公共利益を損なった場合または重大な悪影響を及ぼした場合の検察機関による提訴 (83条)。

### 2) 手続きの効率化と行政資源の浪費の防止

重複登録禁止の基本原則を確立する関連規定の追加 (14条、21条)、手続きの中止に対する統一化した規定 (42条)。

### 3) 商標審査審理手続きの制度配置を最適化

出願段階における商標使用または使用承諾の要件の追加 (5条)、商標登録後5年ごとに商標の使用状況を自発的に説明する制度の創設 (61条)。

### 4) 権利行使の規範化により、権利濫用を防止

商標権の権利行使範囲の明確化、自身の氏名 (名称) の使用などの正当使用行為に関する規定の追加 (62条)、悪意に

よる訴訟の賠償制度 (84条)。84条は悪意で提起された商標訴訟により相手側当事者に損失を与えた場合、賠償しなければならないとする規定の導入である。司法実務上、賠償を支持した判決が既に出されているが、そのほとんどは反不正競争法 (日本の不正競争防止法に相当) に基づいている。

### 5) 著名商標の保護を強化し、公平な競争を妨げる行為を阻止

著名商標にその顕著性と知名度にふさわしい保護範囲と強度を付与 (10条)。

上記1)と5)は本稿で紹介した重要判決につながる不正目的によってなされた商標の登録排除、著名商標の保護と関連性がある。3)はコンセント制度による登録率低下や3年不使用取消の証拠の厳格化と、2)は本稿で紹介した審判の中止事由に関する明確化と関連している。草案の段階であり、今後内容が変わる可能性はあるが、法改正がなされた場合には、実務に大きな影響を与える。

2023年11月8日に行われた国家知的財産権局局長の記者会見で、「商標法改正を含めて、知的財産権関連部門が中国知的財産権の高速発展のニーズに応じて知的財産権法制度、管理体制および政策体系の完備を加速させていく」旨を表明している。法改正の今後の動向に注目したい。

さまざまな事項について重要な点の概要を紹介したが、本稿が近年の中国商標制度を取り巻く環境の変化、制度・運用改訂・法改正案についての理解の一助になれば幸いである。

#### Chikako Mori

早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中国で『日本商標法実務』、発明協会から『中国デザイン関連法』を出版。2015年には国際商標協会 (INTA) 発行の学術ジャーナル『The Trademark Reporter』のシニアエディターに就任、2017年にITベンチャーを立ち上げ、国際的に活躍している。

#### Cindy Xianzhi Quan

5年間のソフトウェア企業勤務を経て、2001年から中国の特許事務所に勤務。知的財産権分野において20年以上の実務経験を持ち、特に無効審判および訴訟を得意とする。電気出願部長、訴訟部部長を歴任し、多くの日本クライアントの案件を手掛ける。発明協会発行の『中国デザイン関連法』共著、『中国特許法第3次改正ハンドブック』翻訳。